

保育の場における子育て相談の課題

天 田 邦 子
佐 藤 利 佳 子

一、はじめに

近年の都市化、核家族化、少子化、情報化などの社会の変化のなかで、幼児が生活を営んでいる家庭や地域社会、あるいは幼児自身の生活は大きな影響を受けている。そして育児に不安感を抱く保護者や近隣に相談できる友人、知人がいない保護者の増加^①、あるいは幼児が高齢者など地域の他世代の人々と交流する機会が減り、年齢の異なる仲間と遊ぶ場所や時間も減少するなどのさまざまな状況が指摘されている。

そのような状況に対し、幼稚園、保育所など保育の場では、さまざまな子育て支援活動を行っている。全国の幼稚園で実際に行われている子育て支援活動の具体例として、次のようなものがある^②。園庭・園舎の開放、保護者の交流のための子育て井戸端会議の開催、子育て相談の実施（現職教員、教職経験者、大学教員、カウンセラーなどによるもの）、子育て公開講座の開催、子育て情報の提供（子育て便りなど）、未就園児を対象とする保育活動、高齢者、ボランティア団体、子育てサークル等との交流などである。

また、保育所における子育て支援としては、本来業務である保育において、障害児保育、延長保育、夜間保育などを充実させ、虐待などが疑われるような特別な配慮を必要とする子どもと保護者への適切な対応を図るなど、「入所児童の多様な保育ニーズへの対応^③」が、まず求められている。それに加えて「地域における子育て支援^④」として、一時保育、地域活動事業、乳幼児の保育に関する相談・助言の3項目が保育所保育指針には記載された。

本論では、これら幼稚園や保育所の子育て支援として必要とされる社会的役割のう

ち、子育て相談、乳幼児の保育に関する相談・助言に焦点をあて、保育の場で子育て相談を行う趣旨や特質、相談活動をすすめる上での留意点、従来のインフォーマルな育児・子育て相談との関連性、子育て相談を充実させるための課題などについて考察する。

二、幼稚園・保育所における子育て相談の趣旨と特質

保育の場における子育て相談の趣旨や特質について、幼稚園教育要領や保育所保育指針は、次のように表記している。

幼稚園教育要領（1998年12月）は、「第3章 指導計画作成上の留意事項 2特に留意する事項」のなかに、「(5)幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために地域の人々に施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育センターとしての役割を果たすよう努めること」の項目を新しく加えた。従来の「地域との連携」より、一步すすめた「地域に開かれた幼稚園のあり方や運営」が今、大切だと考えられるようになった⁶⁾。

そして、子育て支援の観点から、幼稚園には、

地域の子どもの成長、発達を促進する場としての役割

遊びを伝え、広げる場としての役割

子育ての喜びを共感する場としての役割

子育て本来の在り方を啓発する場としての役割

子育ての悩みや経験を交流する場としての役割

地域の子育てネットワークづくりをする場としての役割

など、多様な役割が期待されるようになった。各幼稚園では、このような趣旨の子育て支援活動を、できるところからすすめることが求められている。

他方、保育所保育指針では、1999年10月の改訂で、新しい章として「第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など」を設けた。そのなかの、「2 地域における子育て支援」のひとつとして「(3)乳幼児の保育に関する相談・助言」が以下のように明記された。

保育所における乳幼児の保育に関する相談・助言は、保育に関する専門性を有する地域に最も密着した児童福祉施設として果たすべき役割であり、通常業務に支障を及ぼさないよう配慮を行いつつ、積極的に相談に応じ、及び助言を行うことが求められる。

相談・助言は、様々な機会をとらえて行い、日頃から利用者が安心して悩みを打ち明けられるような環境、態度に心がけることが必要である。

相談・助言に当たっては、利用者の話を傾聴し、受容し、相互信頼関係の確立を基本として、一人一人のニーズに沿って利用者の自己決定を尊重するなど、相談の基本原理に基づいて行うことが求められる。また、プライバシーの保護、話された事からの秘密保持には、特に留意しなければならない。

助言等を行うに当たっては、必要に応じ嘱託医などの意見を求めるなど、保育所における相談の限界についても熟知する。また、子どもへの虐待が疑われるような場合には、児童相談所などに連絡し、連携して援助に当たる。

また、他の専門機関との連携を密にし、必要に応じて紹介・斡旋を行う。その場合には、原則として利用者の了解を得るなど、その意向を尊重する姿勢が求められる。

相談・助言の内容については、必ず記録に残し、保育所内の関係職員間で事例検討を行い、必要に応じ専門機関の助言などが得られる体制を整えておくことが必要である⁶⁾。

このように保育所保育指針は、子育て相談の業務について、より詳細に記述している。そもそも、保育所の子育て相談事業は、1976年に厚生省から都道府県に向けて通知された都市児童健全育成事業のなかの「乳幼児健全育成相談事業」から始まった。そして1997年の児童福祉法改正（1998年施行）により、児童福祉法の中に「子育ての相談」が位置づけられ、「児童福祉から児童家庭福祉へ⁷⁾」と考え方が広がったといわれる。つまり、保育所に与えられた課題は、在園している子どもたちの保育だけでなく、園児以外の子どもとその家庭への支援が、新たに期待されるところとなった。

そうした経過をへて、前出の「乳幼児の保育に関する相談・助言」が保育所保育指針に記載されることになったのである。ここではまず、保育所が行う相談・助言は、保育に関する専門性を有する児童福祉施設としての役割であるとされる。そして、保育所の特性を生かして、相談・助言は、さまざまな機会をとらえて行うこととされている。さらに相談・助言は、相談の基本原理に基づいて行うことを求め、基本原理の概要を示している⁸⁾。

すなわち、＜受容＞——相談員が、利用者の話、感情、態度を批判せずに、そのまま受け入れる。＜相互信頼関係の確立＞——相手が自分を受け入れてくれているとい

う認識を持てば、利用者と相談員の間にはラポールといわれる信頼関係が成立し、互いに打ち解けて本音で話し合うことができる。〈個別性〉——実際の相談に当たっては、一人一人のニーズに沿って、一般論ではなく、その個別性、独自性に配慮する。〈利用者の自己決定の尊重〉——問題解決の最終的な判断は、利用者がする。相談員は、情報を提供したり助言をするが、強制的な指示をしてはならない。〈秘密保持〉——相談員に課された基本的な倫理として、守秘義務があり、プライバシーの保護・尊重に留意することなどが、基本原理として掲げられている。

さらに、相談・助言を行うにあたって、嘱託医、児童相談所、その他の専門機関との連携や、紹介・あっせんを必要に応じて行うべきこと。また、相談・助言を記録に残し、事例検討をしたり、専門機関の助言を得ることが述べられている。

以上のように、幼稚園、保育所など幼児教育・保育の場での教育相談や子育て相談は、とりもなおさず幼児教育や乳幼児の保育に豊かな経験と実績をもつことから求められている。地域では、従来も福祉事務所、児童相談所、家庭児童相談室、児童委員・民生委員、市町村保健センター、保健所、教育事務所、教育相談所などが、子育て相談についてもそれぞれ専門的に対応してきたところである。それら機関と保育の場との違いは保育の場にみられる次の諸点にあるように思われる⁹⁾。

- ・親がさまざまな発達年齢の子どもたちを見、知ることによって自分の子どもの状態を理解できる。
- ・親が直接子どもの生活や遊びの実態を知ることができる。
- ・同じような年齢の子どもをもつ親との接触ができる。
- ・幼稚園教諭や保育士の知識や技術に触れることができる。

したがって、相談方法も、電話相談、面接相談のほかにグループ相談・体験保育（「育児教室」「親子で遊ぼう」などへの参加）があることも特徴である。

柏女霊峰、山本真美らは、平成11年度に全国調査を実施し、「保育所実施型地域子育て支援センターの運営及び相談活動分析」をまとめている¹⁰⁾。この調査結果によると、センターの相談としては、乳幼児のしつけや教育、子育て等日常の生活に密着したものが多く、また、保育等に関する情報を求める相談も多くみられた。このため相談の回数も1～2回で対応していることが多く、必要に応じ関係機関との連携による対応

が図られている。なお、日常、保育所を利用していない親からの相談が全体の6割と多く、地域の相談機関の役割を果たしている。

また、地域子育て支援センター事業は、たとえば子ども虐待問題の解決などに直接かかわるのではなく、主としてその前段階の日常生活上の育児ストレスや不安への対応を行う機能を発揮するものといえ、どちらかという問題の解決を目的とする個別的な相談活動を主目的とするのではなく、居場所としての機能や親たちの相互援助機能を活性化することにより、問題の解決や支援を行う機能を発揮することが期待されていると分析されている。すなわち、児童相談所や福祉事務所（家庭児童相談室）が狭義の児童福祉関係相談に個別的、継続的援助を行っているのに対し、地域子育て支援センターは、乳幼児を中心とする地域の子育て家庭に対し集団的・支持的・情報提供的援助を行っていることが明らかとなり、両者の関係は相互補完的であると全国調査の結果を分析している。この指摘は、保育所の行う子育て支援センターや相談活動を各地で実施してみてもいいよう。

さらに、保育の場での相談活動の利点として、相談活動を通して保育の場へのフィードバックができるということがある¹⁰⁾。子どもを観察した結果得られた情報、特に、子どもの成長・発達・変化に関する情報や素晴らしさを保護者に伝える。すると家族もそれを家庭での養育に活かし、今度は家庭での日常のできごとを教諭や保育士に伝えるというように、互いの連携、情報の共有化をはかりやすい。

三、相談活動の方法と実務の概要

(1) 子育て相談の対象

在園児の保護者と、それ以外の地域の保護者。なかでも、地域で幼稚園にも保育所にも通わず家庭保育をしている親が、子育てで困っている問題に対応することが、現在とくに求められている。

(2) 子育て相談の内容

基本的には、幼稚園や保育所が、長年蓄積してきた保育実践をいかせる問題内容を相談の範囲とすることがのぞまれる。内容の分類・整理は種々になされているが一例をあげれば表1のとおり、多岐にわたっている¹¹⁾。

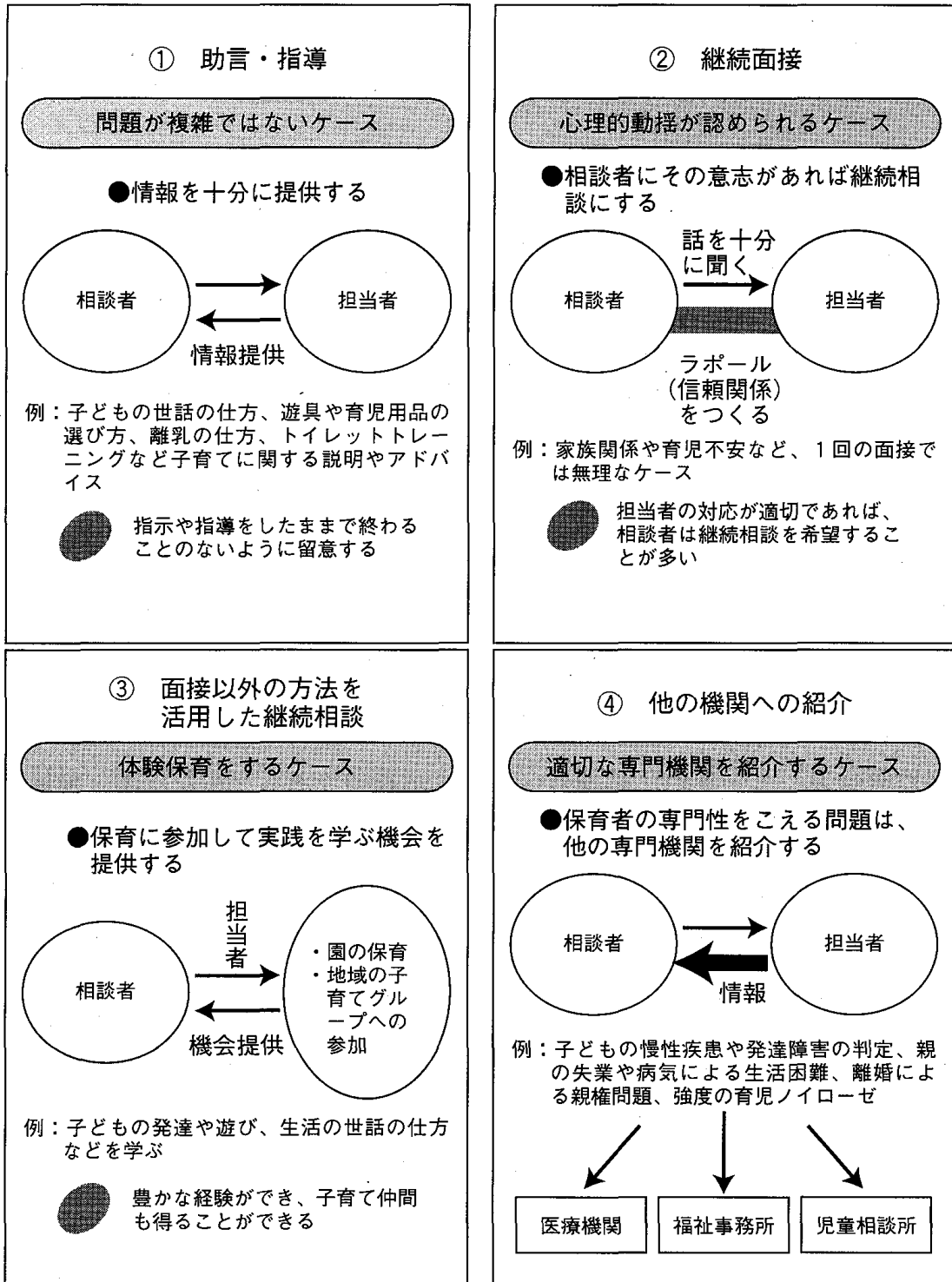
表1 育児相談内容の分類

項 目		相 談 内 容 例	
基本的な生活習慣	睡 眠	・昼間寝ない ・夜泣き ・うつ伏せ寝の安全性 ・ねごと	
	食 事	授 乳	・乳をはく ・授乳の時間と量 ・ミルク嫌い ・母乳が少ない ・母乳からミルクへの切りかえ ・母乳の冷凍保存の方法 ・哺乳ビン
		離乳・離乳食	・離乳の方法 ・離乳食の作り方 ・離乳食を嫌がる
	食 事	・偏食 ・食が細い ・食事がのろい ・ごはんをあまり食べない ・はしの使い方 ・おやつとの与え方	
	排 泄	・おむつかぶれ ・おむつがとれない ・紙おむつの使用 ・夜尿 ・昼間のおもらし	
	そ の 他	・衣服の着脱ができない ・動作が遅い ・風呂を嫌がる	
発育・発達	ほ ぶ く・歩 行	・ハイハイしない ・おすわりができない ・歩行器の使用 ・歩行の遅れ	
	身 体 の 発 育	・首のすわりが遅い ・身長がのびない ・体重がふえない ・頭の形が悪い ・左利き	
	言 葉	・言葉の遅れ ・赤ちゃん言葉 ・発音がおかしい ・どもり ・早口 ・言葉使いが悪い	
	社 会 性	・母親から離れて遊べない ・人見知り ・外に出ない ・弟妹をいじめる ・友達と遊べない	
	性 格	・乱暴 ・わがまま ・強情 ・反抗的 ・うそつき ・盗み ・登園拒否 ・自閉的傾向	
	く せ	・指しゃぶり ・性器いじり ・爪かみ	
	そ の 他		
医 学 的 問 題		・湿疹がひどい ・難聴 ・目やに ・虫歯 ・鼻血が出やすい ・予防接種	
生活環境	家 庭	・父(母)親の育児態度 ・祖父母の甘やかし ・祖父母との不和 ・夫婦の問題	
	近 隣 ・ 地 域	・近隣との不和 ・遊び仲間がない	
育児方法	健 康	・薄着 ・日光浴 ・赤ちゃん体操 ・ベビースイミング ・はだし	
	しつけ・教育の仕方	・ほめ方叱り方 ・おもちゃの与え方 ・おけいごと ・数や文字を教えた方がよいか	
その他	育児に関係あり		
	育児に関係なし		

厚生省「保育所における乳幼児健全育成相談の手引」

石井哲夫編『保育所における育児相談』 1994年 全国社会福祉協議会 P 86

図1 相談ケースへの対応



(3) 相談方法と相談ケースへの対応

相談方法には電話相談、来園・来所する面接相談、グループ相談（育児教室などの保育体験）などが考えられる。また、相談ケースへの対応という点から考えると図1のように数ケースが考えられる。

(4) 相談・援助の技術を磨くための研修

幼稚園教諭や保育士は、保育の専門家であり相談の専門家ではない。したがって相談活動に取り組もうというときには、相談に関する技術や方法や知識を研修によって準備する必要がある。また、その取り組みについて、園長・所長をはじめ、教職員全員が共通に理解した上で相談活動をすることが大切になってくる。そして、相談担当者、時間設定、相談の場の設定、PRなど相談の体制をつくっていく。研修は、自己研修だけでなく、身近な機関の専門家にスーパーバイザーを依頼したり、ケース会議で検討したり、研究会をもつ、外部の専門家による講習など多様な場を設け、研修内容を深めていくことが望ましい。

(5) 相談記録と研究活動への展開

相談者やその家庭に対しての支援を目的に相談記録をとる¹⁹⁾。記録は、相談活動の業務報告として、また、相談者への対応が適切であったかを反省・検討するためにも必要である。ただし、記録にはプライバシーに関する事項が多く含まれているため、确实、慎重に保管しなければならない。さらに、相談者が記入をちゅうちょするような事項については無理に記載しない。相談者が他機関への情報提供を拒否した場合にも、強要しない。そのような慎重な取り扱いをした上で、これらの記録が事例研究やケース研究に重要な資料として用いられ、困難なケースを協議したり、相談活動の質を高めることに活用される。

四、幼稚園における従来の育児、子育ての相談の傾向——上田女子短期大学附属幼稚園の事例から——

幼稚園では下記の3つの方法で家庭からの相談に対応している。これからその方法と、そこに寄せられる相談内容について記してみたい。

(1) 連絡ノートを利用して

園児は全員、連絡ノートというノートを持って登園している。そこに園からは子どもの遊びや、生活の様子などを記入し、家庭からも、家での様子、気になること等を書いてもらい、やりとりしている。ノートを日記的要素で利用している方もいる。その為、割合に気楽に相談してこれるように思われる。

相談① この頃、話しはじめの時すぐに言葉がでてこなくて、少しどもるように思えます。自分が勤めだしたからかもしれませんが、園で何かあったのではないのでしょうか？

② どうも食が細いように思うのですが、他のお子さんと比べてどうでしょうか。どうしたら食べるようになるのですか。

③ この頃寒くなった為もあるのでしょうか、外で遊ぶよりゲームをやっていることが多いです。よくないとはわかっているのですが近所に遊ぶ子もいないので仕方ない、と思います。私が一緒に遊べばいいのですが、それもちょっと…どうしたものでしょう。

(2) 懇談会を利用して

年4回おこなわれる参観日のあとに、クラス懇談会の時間をとっている。

その場でお母様方に悩み等をだしてもらったり、連絡ノートに寄せられている相談などを意図的にその場にだし、皆で考えあったり、意見をだしあう場としている。その場合、悩み等に対し教師が答えをだすのではなく、皆で考え合うようにしていけるよう配慮している。

④ どうしても夜ねるのが遅くなってしまふ。その為朝起きられなくて困っている。どうしたらいいのだろう。

⑤ 父親の帰宅が遅く、どうしても生活のペースが夜型になってしまふ。父親にも子どもとかかわってもらいたいと思うし、どうしたらいいのか。

⑥ 箸やエンピツが上手にもてない。そのうち上手になると思ってきたが、来年小学校なので心配になってきた。

等、懇談会では、子どもの姿から具体的な対応の仕方を教えてほしい、そのような相談が寄せられることが多い。

懇談会の場合は、上に子どもを持っている母親が「うちもそうだった」「子どもの生

活時間をきちんと作っていくのも大人の仕事」「あせらなくてもいいよ」など、自分の経験から話してくれることが多く、それらを聞いて安心したり、やってみようという思いをもって帰られる姿が見られた。

(3) 直接 園に来て相談をする

ノートのやりとりや電話だけでは上手に伝えあえない時など「話しにきませんか」とお誘いし、園へ来ていただいて話しを聞くようにしている。また反対に、自分のほうから「相談したいことがある」と、たずねてこられる方もいる。

そのような場合、おもに担任が対応しているが内容によっては、副園長も同席したり等して、皆でサポートするようにつとめている。

⑦ うちのAは、いつもB君にいじめられている。遊んでいた物を取られたり、何もしていないのにたたかれたりしているようだ。いったいB君はどういう子なのですか。親はB君の様子を知っているのですか。先生はどう見ているのですか。Aは手をだしていないはずですが。手をだす子ではありません。

⑧ 朝子どもを送ってきて、そのまま泣きながら職員室にとびこんできたお母さん。

昨夜も子どもを強くおこってしまった。内職をしなくてはいけないが、なかなか寝ようとせず、私のまわりをウロウロしていた。本を一冊読んだら…と約束したのに三冊読んでも寝てくれなかったのではほっといたら泣きだした。その泣き声を聞いていたら自分をおさえられなくなって、たたいてしまった。たたいてしまってから私自身も泣けて、どうしようもなかった。幼児虐待をしています。どうしていいかわかりません。

⑨ 子どもにどうしても手をあげてしまいます。私がそばにいくと、子どもが身を守るような動作をするんです。私がいけないとわかっているのですが…実は今、夫とうまくいっていないのです。夫が浮気をして、それが許せなくてケンカばかりしています。だから子どもを見てもイライラしてしまいます。別れたほうがいいのでしょうか。

直接お会いして相談に乗る場合は、ノートや懇談会の時より切実で生々しいことが

多い。子どもたちのために…という思いもあるが、母親自身が自分を受けとめてくれる場を求めているように感じられる。話しを聞いてほしい、子育てを頑張っている姿を認めてほしい。そんな気持ちが以前より強くなってきているように思う。

前出の事例を含め、相談内容を分類・整理してみると、以下のものが多い。

A 基本的生活習慣

- ① 食事の量、食べ方（箸も含む）
- ② 起きる時間、寝る時間、1日の流れ
- ③ トイレ（おムツ含む）

B 友だち関係

- ① 仲間に入れない。
- ② ケンカ、自分の気持ちをコントロールできない。
- ③ 友だちと比べて遅れていないか。

C 親として

- ① おこり方がわからない。
- ② 自分の子に、悪いところはないか。
- ③ 自分の子は、いい子のはずだが。
- ④ 手がでてしまう。

そしてこのような相談に対し幼稚園側としては、次のことを心がけている。

- a よく話を聞いてあげること。
- b 子どもを良く見て、親に伝えること。
- c 共感してあげること。

五、保育の場の子育て相談を充実させるための課題

——まとめにかえて——

四の上田女子短期大学附属幼稚園の事例でみたように、地域の子育て支援としての相談事業にまだ取り組んでいない幼稚園などの保育の場でも、在園児の保護者を対象とした相談活動は、多様な方法でなされていることがわかる。そこでは、今までの保育や幼児教育の経験、知識、技術の蓄積が生かされ、また、面接相談だけでなく、連

絡ノートを介しての保育の場と家庭とのフィード・バックや懇談会などでの集団討議などの方法も取り入れられ、保護者が気軽に相談しやすい雰囲気をつくり出している。また集団討議で、いろいろな具体的事例や対応例を聞いて、納得したり、緊張や不安をやわらげることも多いようである。

面接相談では、もっと問題が複雑であったり、子育て相談のかけに大人の人間関係等の問題が存在している場合もあるようだ。

このように、幼稚園などの保育の場では、従来から在園児とその保護者を対象とした相談活動が、一定の成果をあげてきたとあってよいだろう。しかし、前述のような地域子育てセンターもしくは幼児教育のセンターとして、在園児の家庭以外からの育児相談も行う場合には、いくつか準備し、整えなければならない課題がある。

主な課題を指摘するならば、まず、教職員の相談方法・技術についての研修が必要であろう。現職の保育者は、その養成課程で必ずしも、教育相談やカウンセリング、家族援助論などの学習を十分してきていない。また、地域の家庭からの相談の多くが0歳～2歳児の発育や遊び、具体的生活習慣などに関する相談が多いという。したがって、その年齢の乳幼児の発育や養育、保育について十分経験的に知っておくことが求められる。さらに、複雑な問題については、地域にある他の専門機関との連携が必要になるが、日頃から地域の社会資源のリストを作成しておくと同時に、ふだんからの交流も求められるところである。

巷野悟郎他が、1997年に実施した「保育所における子育て相談に関する調査研究—概要—⁹⁰」によれば、子育て相談の実施を通しての問題点として、夫婦間のトラブルへの対応や相談のすすめ方、園が多忙な時期の相談を受ける態勢上の問題、子育ての悩みや不安が複雑化しているため、相談員の資質の向上の必要性、相談に要する予算措置や行政の取り組みとの関係などが、解決されねばならない課題とされており、参考になろう⁹¹。いずれにせよ、今後も子育て支援への期待は大きく、対策の充実が求められるところであるが、支援に携わる者が、家族、地域、親子の変貌の中で広い識見やパースペクティブを持つことも大切である⁹²。

本論文は、平成13年度の児童文化研究所の研究助成金を受けてまとめたものである。

〔注〕

- (1) このような親の育児不安や育児ストレスについては、近年種々の調査・研究が発表されるようになった。たとえば以下の著書や記事も、実態を知る上で参考になる。
 - ・大日向雅美『子育てと出会うとき』 1999年 日本放送出版協会
 - ・尾木直樹『子どもの危機をどう見るか』 2000年 岩波書店 P120—141
 - ・尾木直樹『「学級崩壊」をどうみるか』 1999年 日本放送出版協会 P130—159
 - ・「育児ストレスをふき飛ばそう」『保育の友』 2001年8月号 全国社会福祉協議会
 - ・「悩む子育て—親の半数に」 信濃毎日新聞 2002年1月3日
- (2) 文部省『幼稚園教育要領解説』 平成11(1999)年6月 フレーベル館 P181
- (3) 厚生省児童家庭局 「保育所保育指針」 平成11(1999)年10月
- (4) 同上
- (5) 森上史朗・高杉自子・柴崎正行編 『幼稚園教育要領解説—平成10年改訂対応』 1999年 フレーベル館 P263
- (6) 前出「保育所保育指針」の「第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など」
- (7) 山崎美貴子「地域に開かれた相談活動」『保育の友—特集 保育所における相談活動再点検』 1998年9月号 全国社会福祉協議会
- (8) 巷野悟郎監修『子育て相談の手引き』 1999年 日本保育協会 P2—3
- (9) 小林育子・小林久利『保育所の子育て相談』 1999年 萌文書林 P21
- (10) 柏女霊峰「子育て家庭支援と保育所の役割」『保育の友』 2000年9月 全国社会福祉協議会
- (11) 山崎美貴子監修、保育内容に関する委員会編『記録のポイント—保育園の子育て相談』 2001年 全国社会福祉協議会・全国保育士会 P6
- (12) たとえば、他に前出『保育所の子育て相談』 P33
- (13) 前出『記録のポイント—保育園の子育て相談』 P15
- (14) 前出『子育て相談の手引』 P113—117
- (15) 他に石井哲夫編『保育所における育児相談』 1994年 全国社会福祉協議会にも

課題の指摘がある。

(16) 柏木恵子『子育て支援を考える』 2001年 岩波ブックレット